

欧米における品質管理体制

1. 米国における品質管理体制

(1) 特許審査の品質管理

①品質チェック体制

米国特許商標庁(USPTO)には、特許審査の品質の調査を行う部署として、審査企画部に品質保証部(OPQA)が設けられている。OPQAは、改善提案を行う先となる審査部(Technology Center: TC)とは独立している。品質に関する調査は、36名のRQAS(Review Quality Assurance Specialist)と呼ばれる職員が行っている。RQASは、原則、SPE(Supervisory Patent Examiner)の経験のある職員であり、審査経験のある技術分野の案件を担当している。品質に関する調査は、サンプルチェックにて行われ、オフィスアクションの内容のチェックにとどまらず、追加的な先行技術文献調査も行われる。

OPQAの調査結果は、定期的に審査部の管理職に報告される。特許許可通知がなされた案件にエラーが見つかった場合には、当該特許許可通知が無効となり再審査がなされ、それ以外の案件にエラーが見つかった場合には、次のオフィスアクションの時に是正が図られる。

各TCには、数名の品質保証専門家(Training Quality Assurance Specialist: TQAS 又は Quality Assurance Specialist: QAS)が配置されている。TQASは、再発行特許出願における特有の審査業務・手続のチェックを行っている。

②質の評価手法

USPTOは、2011年10月に、特許審査の品質評価手法として、複合品質メトリクス(Composite Quality Metrics)を策定した。この複合品質メトリクスは、以下の7つの個別メトリクスの加重平均値として算出されるものである。

i)最終処分のコンプライアンス率(Final Disposition Compliance Rate)

最終処分(特許査定・最終拒絶)に関するサンプリング調査(review)

ii)審査段階のコンプライアンス率(In-Process Compliance Rate)

審査段階での各処分(最終処分以外)に関するサンプリング調査

iii)FAサーチレビュー(First Action on the Merits(FAOM) Search Review)

ファーストアクション(FA)時のサーチ(先行技術調査)において、ベストプラクティスに基づくサーチを実施しているか(ベストプラクティスとして掲げられた要素に沿っているか)

iv)FAに対する完全レビュー(Complete First Action on the Merits(FAOM) Review)

FAに対し、①②に比してより詳細な項目をクレーム毎にレビュー

v)品質指標レポート(Quality Index Report: QIR)

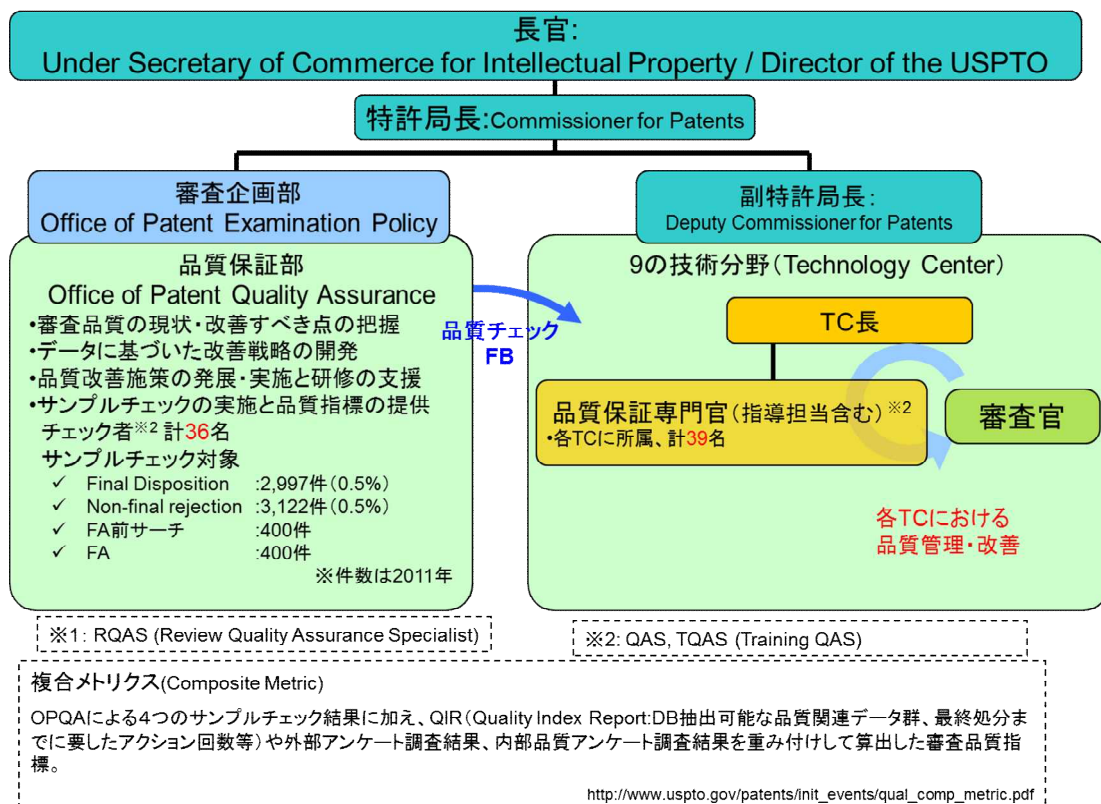
コンパクトで効果的な審査ができているかを把握するために、最終処分までに要したアクション数 (Actions Per Disposal) や、最終処分における継続審査請求 (RCEs of Total Disposals)、FA 後の限定要求 (Restrictions After First Action) といった指標を設定し、USPTO のデータベースから抽出した値を用いて算出

vi) 外部品質アンケート調査 (External Quality Survey)

半期に一度、出願人・代理人に対してアンケート調査を実施

vii) 内部品質アンケート調査 (Internal Quality Survey)

特許審査官に対してアンケート調査を実施



※ 本図の内容は、USPTOウェブサイトや平成23年度特許庁産業財産制度問題調査研究報告書「方式等の審査周辺業務を含む品質管理(監理)に関する調査研究報告書等より抜粋

【図 1-1】 米国特許商標庁における品質管理体制

(2) 意匠審査の品質管理体制

意匠審査部門は、デザインパテントとして特許局に属し(TC2900 部門)、品質管理も特許のスキームの中で行われている。

品質保証部 (OPQA) は、①化学、②電気、③機械／デザインの3部門の構成となっている。

（３）商標審査の品質管理体制

米国特許商標庁（USPTO）では、商標審査にかかる品質監理及び審査の質の向上のために、庁内商標局の商標審査政策担当副局長（Deputy Commissioner for Trademark Examination Policy）の管理下に、品質監理担当部署である「商標品質レビュー&研修課」Office of Trademark Quality Review and Training（OTQRT）が設置されている。OTQRT は、「商標審査部」Trademark Examination Organization から独立した部署である。OTQRT は、審査官の審査結果の質の評価と研修を主に担当する商標の主任審査官 19 人、商標サービス部門の業務成果の質の評価と同部の審査官以外の職員の研修を主に担当するプログラム分析官 8 人、審査長（Managing Attorney）1 人と他スタッフ 2 人で構成されている。

OTQRT は客観的に商標審査の質を評価する。各会計年度の商標審査部が処理した拒絶通知と公告/登録承認を、統計学上信頼できる数のサンプルを抽出して、審査段階においてレビューが行われる。審査官の判断や個別の書面、証拠による裏付資料の質を評価し、関連データを保管する。さらに、質へのニーズを特定するためにデータの分析が行われ、USPTO の審査業務の質を向上させるためのさまざまな研修を通じて取り組まれる。レビューのプロセスは、審査段階で行われるので、案件における誤りを特定するだけでなく、その誤りを是正する機会もあることになる。それに加えて、対象となる審査業務の処理を行った部署には、個別の案件の質と問題についての詳細な分析を行うことができるよう、書面により調査結果が提供される場合が多い。

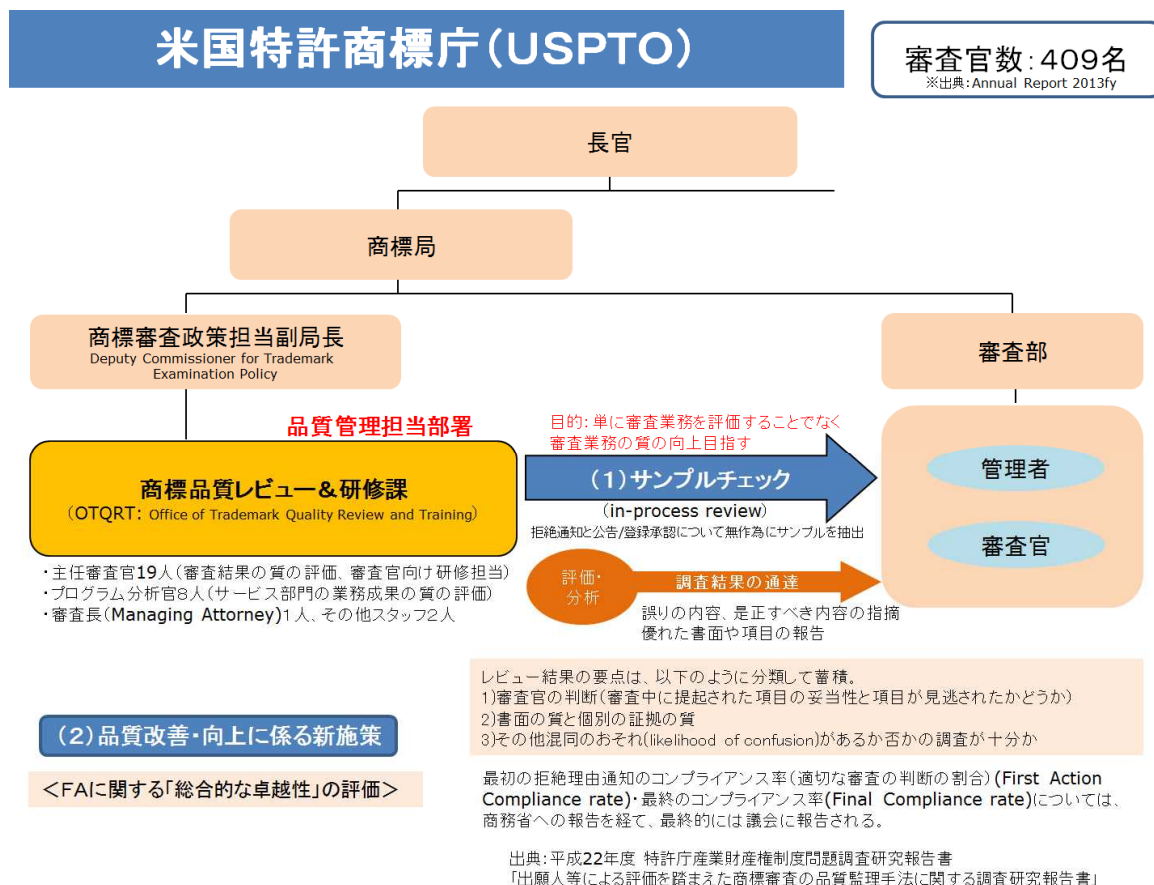
審査段階でのレビューの結果は、毎月、四半期ごとそして年度末に、報告書で報告される。レビューに関するデータは保管され、必要に応じて閲覧・分析することができる。こうしたデータの要点は、審査官の判断項目（審査中に提起された項目の妥当性と項目が見逃されたかどうか）、書面の質と個別の証拠（separately of evidence）の質、その他混同のおそれ（likelihood of confusion）があるか否かの調査が十分かなどの関連事項に分類される。

分析されるデータ（品質指標）のうち、商務省に、そして最終的には議会に報告される品質指標は次の二つである。一つは、最初の拒絶通知のコンプライアンス率（First Action Compliance rate）、つまり見逃すことなく適切になされた実体審査の判断の割合である。もう一つは、最終のコンプライアンス率（Final Compliance rate）であり、これは、最後の拒絶通知のコンプライアンス率（Final Action Compliance rate）と公告/登録承認のコンプライアンス率（Approval for Publication/Registration Compliance rate）とを合わせたものである。これも見逃すことなく適切になされた実体審査の判断を評価するものである。

※商標の品質改善・向上に係る新施策（New Quality Measure）

USPTO は、2010-2015 年度戦略計画において、商標の品質改善・向上に係る新施策（New Quality Measure）の目標を掲げている。新施策では、最初の拒絶通知（First

Actions)に関する「総合的な卓越性(comprehensive excellence)」が評価される。新施策では調査、審査官用文例の適切な使用、書面の明確性及び正確性、手続的及び実体的問題への適切な対処など、拒絶通知のあらゆる側面が考慮される。



【図 1-2】 米国特許商標庁における品質管理体制

2. 欧州における品質管理体制

(1) 特許審査における品質管理体制（欧州特許庁）

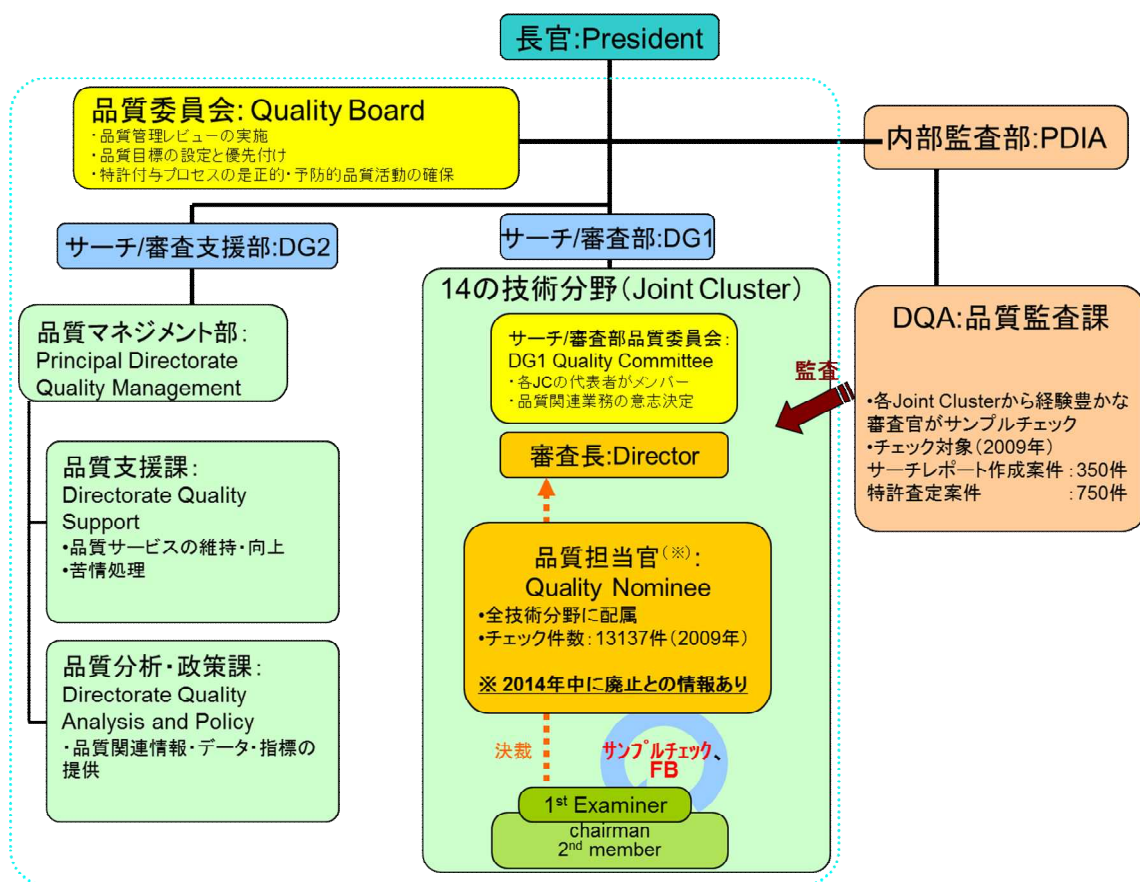
①品質チェック体制

欧州特許庁（EPO）におけるサンプルチェックは、審査部（DG1）から独立した内部監査部（PDIA）に所属する審査官によって実施されている。

なお、2007 年以降、審査部に所属する品質担当官（Quality Nominee：QN）は、インプロセス型サンプルチェック CL-OQC（Cluster Level - Operational Quality Control）を行ってきたが、2014 年中に廃止する予定とのことである。

②品質マネジメント部の役割

品質マネジメント部 PDQM（Principal Directorate Quality Management）は、DQS（Directorate Quality Support）と DQA&P からなる。DQS は、品質サービスの維持・向上による品質管理システムのマネジメントを行っており、苦情処理を担当している。また、DQA&P は、品質関連情報・データ・指標を提供している。



【図 2-1】 欧州特許庁における品質管理体制

(2) 意匠審査の品質管理体制（欧州共同体商標意匠庁）

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）が所管しているが、意匠は、無審査制度が採用されている。

（３）商標審査の品質管理体制（欧州共同体商標意匠庁）

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は、OHIM 全体の品質監理システムを導入しており、2007 年以降の商標審査の品質監理の取組みについては、商標部 Trade Mark Department (TMD)、品質監理部 Quality Management Division (QMD)、産業財産政策部 Department for IP Policy (DIPP) の行った分析に従って実施するようになった。欧州共同体商標の品質チェック手続には、欧州共同体商標の審査及び異議申立と関係のある二つの部署、TMD (Trade Marks and Cancellation Departments (TMCD), Trade Marks and Registers Departments (TMRD)を含む) 及び DIPP が関与している。TMD と DIPP の責任分担は次の通りである。

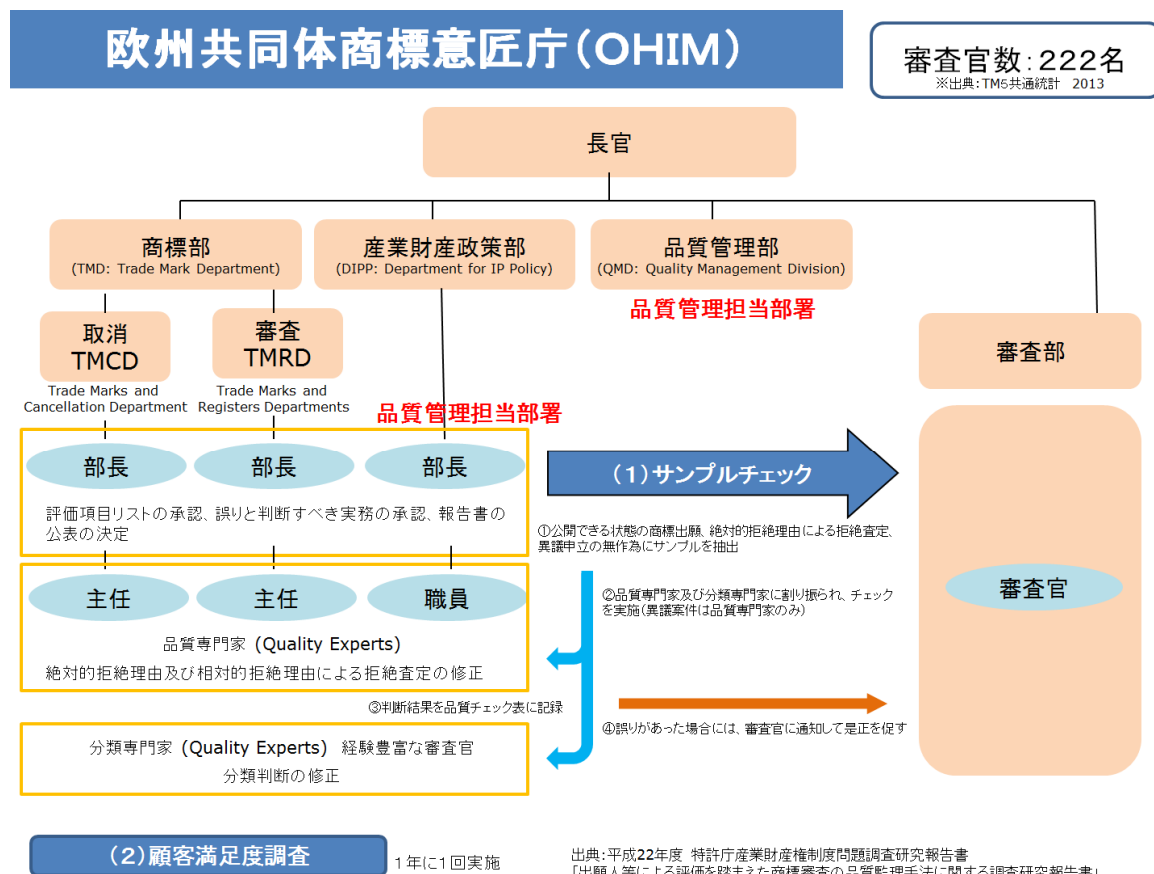
- ・ TMCD、TMRD 及び DIPP の部長(Directors)：チェックの対象となる品質属性のリスト及び誤りと判断すべき実務の承認、審査結果の品質に関する報告書を内部及び外部に公表させることの決定を行う。
- ・ 品質専門家 (Quality Experts)：TMCD 及び TMRD からの主任 (Heads of Service) 3 人と豊富な経験を持つ DIPP の職員 1 人は、確立された品質属性及び実務に従って、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由による拒絶査定の修正を行う。
- ・ 分類専門家 (Classification Experts)：分類に係る決定の修正に責任を負う経験豊富な審査官が、確立された品質属性及び実務に従って、分類判断の修正を行う。

欧州共同体商標に提出された公開できる状態にある商標出願のすべて、絶対的拒絶理由による拒絶査定 of のすべて、及び異議申立手続においてなされた実体事項についての決定のすべてを対象にして、コンピュータを利用した無作為抽出により、品質チェックのサンプル案件が抽出される。サンプルとなった各事案は、品質専門家及び分類専門家に割り振られ、それぞれの具体的な項目について、専門家は所定の品質属性のそれぞれが適正であるかを検証し、対応する品質チェック票 (Quality Check Tool) に記録していかなければならない。特別会議では、より意見の分かれる事案を審査し、誤りを確認するか、取り消す。誤りがあった場合には、各審査官にそれを通知し、是正が可能であれば、審査官は誤りを是正する。

記録された品質チェックの結果を用いて、毎月、報告書が作成される。四半期ごとには、総合的審査が実施される。この審査は次の二つの目的に資する。一つ目は、審査業務が達成した基準を算定して、ウェブサイトで公表することである。二つ目は、審議及び合意のための予防措置を提案することができるよう、目標の未達成分をすべて明らかにし、傾向を特定し、審査業績の問題の原因をより完全に理解することである。

また、外部ユーザによる評価（顧客満足度調査等）の実施状況については、OHIM 品質監理システムの一環としてのユーザ満足度調査 (OHIM User Satisfaction Survey) は、2005 年以降、1 年に 1 回実施され、現在も続けられている。OHIM ウェブサイト上

で 2008 年とされている調査 は、実際には 2009 年春に行われたが、回答者には、2008 年に OHIM から受けたサービスについて意見を述べるよう依頼している。2009 年の調査は、2010 年の春に実施された。これらの調査結果は、OHIM の管理職(management)が入念に検討する。



【図 2-2】 欧州共同体商標意匠庁における品質管理体制

＜参考＞三極特許庁の品質ポリシー・マニュアルの整備状況

	JPO	EPO	USPTO
品質ポリシー	2014 年 3 月に策定し、同年 4 月に公表	2013 年に公表	内規として策定(外部非公表)※
品質マニュアル	2014 年 7 月に策定し、同年 8 月に公表	内規として策定済み	特許法、規則、MPEP、その他指針等を品質マニュアルとして位置付け※

※ PCT ガイドライン第 21 章の規定により国際機関会合(MIA)に提出された品質レポートによる